

令和8年度
工事番号 建第35号

市道神代中学校線側溝改良工事

特記仕様書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年9月

仙北市建設部建設課

特 記 仕 様 書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	条 件		内 容
1 共通仕様書の適用			本工事の実施にあたっては、以下の仕様書に基づき実施しなければならない ・秋田県土木工事共通仕様書（令和7年10月以降適用）
2 技術者の専任	●	ない 通常の契 約工事	・専任を要しない主任技術者
		ない 余裕期間 設定工事	
		ある 通常の契 約工事	
		ある 余裕期間 設定工事	
3 週休2日制工事の対象	●	完全 週休2日 （土日）	・本工事は、秋田県週休2日制工事（完全週休2日（土日））である。 ・受注者は、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
		完全 週休2日 交替制	

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	内 容
1 積算基準	（1）参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 （2）積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。 ・土木工事標準積算基準書〔共通編〕（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示

1 特定建設資材の分別解体等・再資源化等																							
(1) 建設リサイクル法の対象工事		ない																					
	●	ある	・ 本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかにした事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。																				
			①分別解体等の方法 条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としません。																				
			<table><tr><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法 (解体工事のみ)</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業</td></tr><tr><td>⑥その他 ()</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業</td></tr></table>	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無
工程			作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)																			
①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																					
②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業																					
③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																					
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業																					
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業																					
⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																					
【対象工事】 次の①かつ②に該当する工事 ①特定建設資材を使用・搬出する工事 ※排出量がゼロでも使用量がある場合は対象 ※特定建設資材 ・コンクリート ・プレキャスト鉄筋コンクリート版など ・木材 ・アスファルト・コンクリート ②請負額が500万円以上(税込み)の工事																							
(2) 建設副産物の排出 (特定建設資材以外又は 請負額500万円未満の工事)		ない																					
	●	ある	・ 工事の施工により発生する建設副産物は、次表の場所に搬入するものとします。 工事発注後に明らかにした事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。																				
			<table><tr><td>①搬入資材</td><td>残土</td></tr><tr><td>②搬入場所、運搬距離</td><td>神代カントリー裏残土置場 L=1.6km</td></tr><tr><td>③搬入可能時間</td><td>制限なし</td></tr><tr><td>④仮置き等</td><td>別途協議</td></tr></table>	①搬入資材	残土	②搬入場所、運搬距離	神代カントリー裏残土置場 L=1.6km	③搬入可能時間	制限なし	④仮置き等	別途協議												
			①搬入資材	残土																			
②搬入場所、運搬距離			神代カントリー裏残土置場 L=1.6km																				
③搬入可能時間	制限なし																						
④仮置き等	別途協議																						

2 その他			
(1) その他条件 (週休2日制工事)	●	完全 週休2日 (土日)	・その他の条件は次のとおりです。 ・本工事は、週休2日を推進するため、完全週休2日（土日）を実施する工事であり、完全週休2日（土日）の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 なお、補正係数については「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」によるものとします。 ・工期内において、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休2日が未達成の場合は補正は行いません。
		完全 週休2日 交替制	